

新 処 堰 頭 首 工 管 理 規 程

平成27年3月11日制定

第 1 章 総 則

（趣 旨）

第1条 この規程は維持管理計画に基づき新処堰頭首工（堰堤、取水施設、電気設備、その他付帯施設を含む。以下「頭首工」という。）の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

（管理者及び管理主任者）

第2条 頭首工の管理は、稲川土地改良区が行い、理事長が頭首工管理責任者（以下管理者）となる。

2. 管理者は水利使用規則（平成25年10月29日 指令河砂-1345）及びこの規程の定めるところにより頭首工の管理を行うものとする。
3. 管理者は頭首工の管理を適正に行うために、管理所に管理主任者をおくものとする。
4. 前項の管理主任者は、部下の職員を指揮監督してこの規程の定めるところにより、頭首工の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。
5. 管理主任者を定めたときには、河川管理者に届け出るものとする。

（異例の措置）

第3条 管理主任者はこの規程に定めていない事項を処理しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を得なければならない。ただし、異常事態の発生により緊急に処理を要するものについてはこの限りではない。

2. 管理主任者は、前項のただし書きにより処理した場合は、事後すみやかに管理者に報告するとともに、その後の処理についての指示を受けなければならない。

（頭首工の諸元等）

第4条 頭首工の諸元、その他管理上参考となるべき事項は次のとおりとする。

（1）頭首工

イ. ゲートの規模

（イ）取水ゲート（幅 1.800m×高さ 1.500m×1門）電動スライド式

- | | |
|---------------|-------------------------|
| （2）計画高水流量 | 780m ³ /s |
| （3）計画高水位（標高） | 169.900m |
| （4）計画取水水位（標高） | 167.094m |
| （5）最大取水量 | 0.694 m ³ /s |

（洪水及び洪水時）

第5条 この規程において「洪水」とは、堰地点における河川水位標高が169.040m以上であ

ることをいい、「洪水時」とは洪水が発生しているとき（取水期間に限る。以下同じ。）をいう。

（洪水警報時）

第6条 この規程において「洪水警報時」とは、雄勝地域を対象として大雨（洪水）警報が発令され、その他洪水が発生する恐れが大きいと認められるに至った時から、これらの警報が解除され、または切り替えられ、かつ、洪水の発生する恐れが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間（取水期間に限る。以下同じ。）をいう。

（水位等の算定方法）

第7条 頭首工地点の河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は頭首工地点に取り付けられた水位標の読みに基づいて算定するものとする。

2. 頭首工地点の河川流量は、頭首工からの取水量（以下「頭首工ゲート」という。）からの放流量を合算して算定するものとする。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水位

（取水位及び制限水位）

第8条 頭首工における取水は、計画取水位標高167.094m以上のときにおいて行うものとする。

2. 管理主任者は前項に規程する水位を厳守して、かんがい用水の取水を行い、かつ河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

（水位の基準）

第9条 頭首工における水位は、河川に設置された水位標によるものとする。

第2節 取水

（河川流量）

第10条 頭首工地点の河川流量とは取水量と放流量の合算した流量とする。

（取水）

第11条 頭首工からの取水はそれぞれの期間において次に掲げる範囲内で気象、水象及びかんがい等の状況を考慮して受益地に必要な水量を取水するものとする。

期 間	取 水 量		
	代 掻 期	普 通 期	非かんがい期
	5月10日 ～5月19日	5月20日 ～8月31日	9月1日 ～5月9日
取水量	0.694m ³ /s	0.552m ³ /s	0.262m ³ /s

（取水時のゲート操作）

第12条 かんがい用水の取水を行うときは、河川の水位及び取水量に応じて堰取水口ゲートの開度を調節して行うものとする。

（取水量の測定）

第13条 取水量の測定は、幹線用水路に設置された自記水位計の読みに基づいて行うものとする。

2. 管理者は取水量の正確を期すために毎年水位計地点の流量測定を行い、その結果に基づいて取水量の測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

（点検及び整備等）

第14条 管理主任者は、ゲート等を操作するために必要な機械及び機具の整備を行い、特にゲート及び予備電源設備については適時点検を行うこと。特に洪水又は暴風雨、地震その他これに類する異常な現象で、その影響が堰に及ぶことが予想される場合、すみやかに堰の点検を行い、その実態を詳細に把握しなければならない。

（監視）

第15条 管理主任者は頭首工及びその周辺について常に監視を行い、その維持管理及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

（異常かつ重大な状態に関する報告）

第16条 洪水又は暴風雨、地震、その他の原因により頭首工に関する異常かつ、重大な状態が発見されたときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、別表第1に掲げる関係機関に対しその旨を報告しなければならない。

第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項

（洪水警戒体制）

第17条 この規程において洪水警戒体制とは、次の各号の1に該当するときをいう。

- 1) 頭首工に係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として降雨に関する注意報又は警報が発せられたときから、これらの注意報又は警報が切り替えられるまでの

間。

- 2) 頭首工の水位が標高169.040mを上廻る恐れが大きいと認められるときから頭首工の水位が標高169.040m以下となり、ふたたび増水する恐れがないと認められたときまでの間。

（洪水警戒体制における措置）

第18条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれの担当箇所に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 1) 頭首工を操作するために必要な機械及び器具の点検整備（予備電源設備を含む）、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。
- 2) 関係地方气象台及び市町村、その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密に行うこと。
- 3) 常に河川の流量及び水位に注意し、第12条の規程により頭首工の操作に万全を期すこと。
- 4) 第11条の規定による頭首工の操作に関する記録の作成をすること。管理責任者は、管理日誌を備え次に掲げる事項について記録しなければならない。
 - (1) 気象
 - (2) 水象
 - (3) 取水量
 - (4) 取水ゲートの操作の時刻及び開度
 - (5) 点検及び整備に関すること
 - (6) その他堰の管理に関すること

附 則

この規程は認可の日から施行する。（平成27年3月26日認可）

別表第1（第16条）

通知の相手方		通知または 通報の方法	摘 要
名 称	担当機関の名称		
国土交通省	湯沢河川国道事務所河川管理課	電話 0183-73-3174	
秋 田 県	雄勝地域振興局建設部河川砂防課	電話 0183-73-6168	
秋 田 県	雄勝地域振興局農林部農村整備課	電話 0183-73-6135	
湯 沢 市	農 林 課	電話 0183-73-2111	
警 察 署	湯 沢 警 察 署	電話 0183-73-2127	
消 防 署	湯 沢 雄 勝 広 域 消 防 署 稲 川 分 署	電話 0183-42-2330	